

2020年9月

受益者の皆様へ

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

「BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」  
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ご投資いただいております弊社の投資信託「BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」について、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

この信託終了（繰上償還）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律および信託約款の規定に従い、書面による決議を実施致します。

つきましては、本書面および添付「書面決議参考書類」をご覧のうえ、議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、信託終了（繰上償還）に賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 書面決議に関する議案

追加型証券投資信託「BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」について、2020年11月27日をもって信託終了（繰上償還）する件（議決権行使書面において「本議案」といいます。）

信託終了（繰上償還）する理由

「BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」におきましては、受益権口数は2020年7月31日現在、397百万口であり、信託約款に定められた信託契約の解約（繰上償還）の基準である10億口を下回っている状況です。今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることが懸念されるため、信託契約を解約し、お預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返すことが受益者の皆様にとって有利であると判断致しました。

## 2. 書面決議の手續および日程

- ① 受益権数の確定 2020年9月17日
- ② 書面による議決権の行使期限 2020年10月19日まで
- ③ 書面による決議の日 2020年10月20日  
(信託終了(繰上償還)の可否が決定される日)
- ④ 信託終了(繰上償還)予定日 2020年11月27日

書面による議決権の行使は、2020年9月17日時点の受益者(2020年9月15日までに取得の申し込みをされた方を含みます。)を対象としております。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り2020年11月27日をもって信託終了(繰上償還)いたします。なお、解約の申し込みは2020年11月24日までとなります。

また、上記の議決権口数による賛成を得られず本書面決議が否決された場合は、信託終了(繰上償還)の手續は行いません。この場合、信託終了(繰上償還)を行わない旨を本書面決議の日以降、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

## 3. 書面決議の方法について

「議決権行使書面」に、信託終了(繰上償還)について賛成または反対される旨等をご記入のうえ、下記宛にご送付ください。「議決権行使書面」は2020年10月19日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本書面決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送いただかない場合)は、信託約款の規定に基づき、賛成するものとさせていただきますので、繰上償還に賛成いただける場合は、何のお手続きも必要ございません。

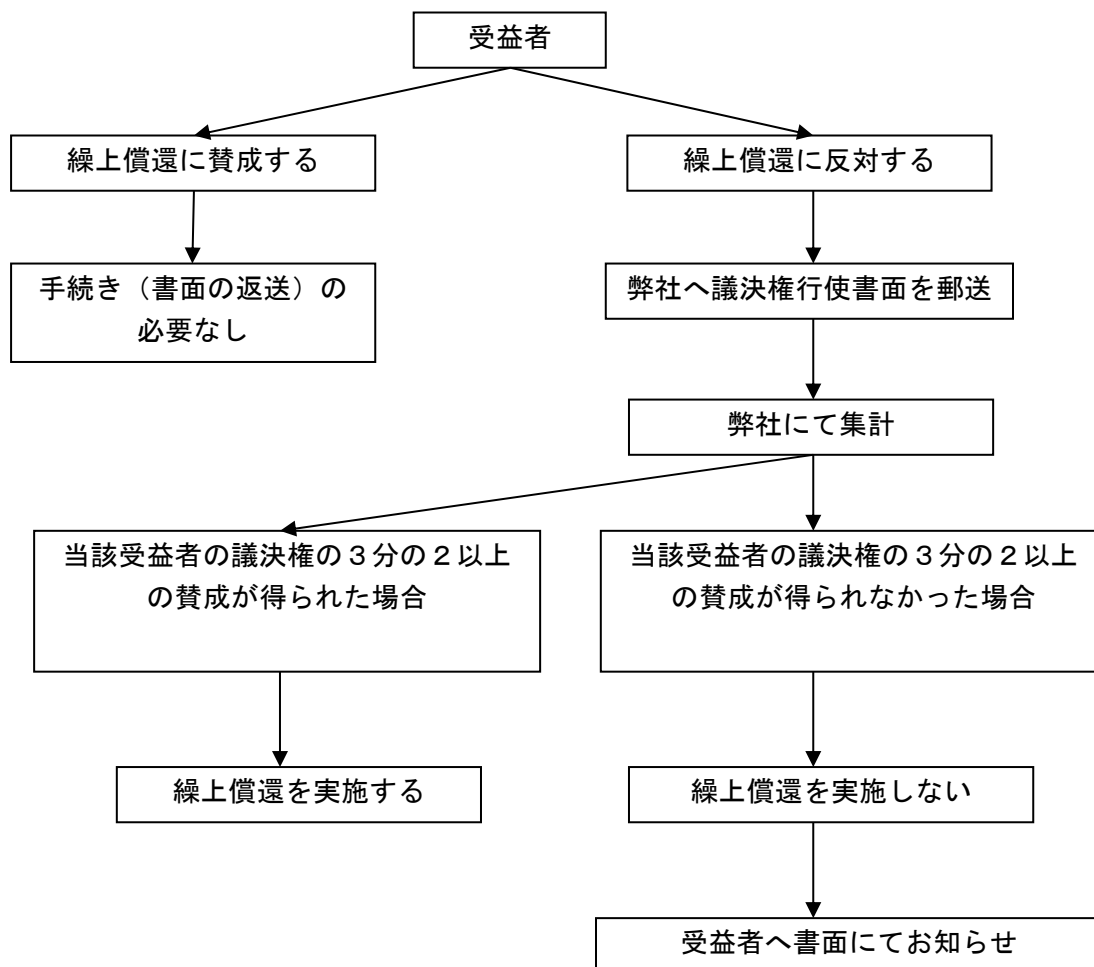
### 【送付先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館  
BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社  
議決権行使書面受付窓口 宛

### 【議決権行使書面についての注意事項】

- ・「議決権行使書面」に賛否の記載がない場合は、賛成するものとさせていただきます。
- ・同一の受益者の方がこの信託終了(繰上償還)について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・議決権の行使に伴い、弊社が取得する受益者の方に関する個人情報(議決権行使書面等に記載された一切の個人情報を含みます。)は、書面決議に関する事務のために必要な範囲でのみ利用し、他の目的には使用いたしません。弊社はその個人情報を必要な範囲で販売会社と共有いたしますので、ご了承ください。

#### 4. 書面決議手続きの流れ



#### 5. 反対者の受益権買取請求の不適用について

解約請求による換金が可能である当ファンドは、繰上償還や信託約款の重大な変更等に際し、反対受益者の受益権買取請求が適用されません。

信託終了（繰上償還）に反対された受益者の方で、信託終了（繰上償還）前に換金を希望される方は、2020年11月24日までに通常の換金手続による換金をご利用下さい。

#### 6. 繰上償還が決定した場合における償還までの運用について

繰上償還が決定した場合、償還まで基準価額は変動致しますが、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、償還までの期間においては運用の基本方針に則った運用ができなくなる点にご留意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社  
お問合せ窓口 運用商品開発部 電話番号（代表）03-6756-4600  
（平日の午前9時～午後5時）

以上